

## 議会活性化調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり議会活性化調査特別委員会を設置するものとする。

### 記

- 1 名 称 議会活性化調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条
- 3 目 的 町民に開かれた議会、さらなる福祉の向上を推進し、名実ともに二元代表制の一翼を担う審議・議決機関としての議会の責務を達成するため、議会活動の活性化策を調査研究する。
- 4 委員の定数 10人
- 5 委員の任期 調査終了まで
- 6 調査期限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。